

今定例会の概要

平成25年第4回定例会が12月9日から13日まで5日間の会期で開かれ、境町税条例の一部を改正する条例案、境町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案「や各種会計の補正予算の議案などが提出されました。

提出議案の内容と審議結果

条例の改正

○境町税条例の一部を改正する条例案

〔原案可決〕
地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布され、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化等に係る部分に関する改正を行った地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

○境町介護保険条例の一部を改正する条例案

〔原案可決〕
地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布され延滞金の割合等について見直しが行われたことに伴い、この条例の一部を改正するもの。

議員提出議案

○境町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

〔即日原案可決〕
議員定数を現行の「14名」より1名を削除して「13名」に改める。
（平成26年1月1日から施行し、施行の日以降の一般選挙から適用する。）

補正予算

○平成25年度境町一般会計補正予算（第4号）

〔原案可決〕
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4千482万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1千272万5千円とするもの。

- 歳入の主なもの
- ・ 障害者福祉費負担金 137万9千円
 - ・ 子ども・子育て支援システム等費補助金 324万円
 - ・ 新規就業支援事業費補助金 150万円
 - ・ 後期高齢者医療特別会計繰入金 2千488万3千円
 - ・ 財政調整基金繰入金 973万3千円
- 歳出の主なもの
- ・ 防犯対策費として防犯カメラ5基の設置 105万円
 - ・ 障害者福祉費 446万8千円
 - ・ 医療福祉費 164万1千円
 - ・ 児童福祉総務費 531万6千円
 - ・ 農業振興費 150万円
 - ・ 湛水防除費 530万円
 - ・ 商工振興費 150万円
 - ・ 公共下水道費 1千7万9千円

○平成25年度境町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

〔原案可決〕
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千488万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2千467万2千円とするもの。

○平成25年度境町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

〔原案可決〕
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千220万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4千431万3千円とするもの。

町道路線の廃止について

○境町大字山崎字松崎地内において用途廃止申請により、当該路線を廃止して、普通財産に切り替えるもの。

〔原案可決〕
町道2520号線
境町大字山崎字松崎508番3地先より同所同番1地先・延長111・2m

所管事務調査

総務委員会

総務委員会では、去る10月23日から25日までの日程で、北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」について視察研修を実施してまいりました。今般の視察テーマの自治基本条例は、住民自治に基づいた自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われているものです。平成13年4月にニセコ町で制定された、「ニセコ町まちづくり基本条例」が全国で初めての条例施行と言われており、その後、全国的に自治基本条例を制定した自治体が多く生まれ、更には条例制定に向けた検討や準備が住民との協働で様々な形で取組まれています。

「ニセコ町まちづくり基本条例」の概要につきましては、まず、まちづくりの基本原則として、町民がまちづくりに関する情報を町側と共有すること、また、町は町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保障することとしており、情報の共有においては町民が必要な情報の提供を受ける権利を有することについて明記されています。

また、まちづくりの協働過程においては、町側の誰が政策を立案したか、どういう住民参加の手続きを踏んだのか、総合計画上の根拠はあるか、他の自治体ではどのように実施しているのか等について情報提供に努めることとしており、説明責任をはたすよう規定されております。

なお、町民投票制度を設けることの根拠規定を置き、具体的な事項は事案に応じて別に条例で定めることとし、他の条例等との関係については、「この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。」と定め、本条例の「最高法規性」が担保されています。

さらに、条例に基づく主な実践的取組みとして、町民が主体的なまちづくりを進めていくためには、住民がその問題に対する情報を持つていなければ十分な議論を行うことができないとの理念に基づき、住民と行政は情報を共有することが不可欠であり、行政は情報を適正に管理する責務があるとの考えのもとに、平成12年度から文書管理ファイリング・システムの導入に着手し、平成16年には、ファイリングを基本とする文書管理条例が整備されています。ファイリング・システムの目的は

情報の検索性を高め、情報を高度に利用することです。そのために、文書の私物化を徹底的に排除し、文書情報を共有化することで、誰でも情報を活用することができるようになっているとのことでした。

また、町の予算は、町民のものという原則から、行政には毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務があることから、ニセコ町では、法律で定める通常の予算書では伝わらない具体的な内容を町民にわかりやすく伝えるため、平成7年度からは、予算説明書「もつと知りたいことしの仕事」を作成し、毎年5月に町内全世帯へ無料配布しているとのことでした。本書は、すべての事業に加え、町の財政状況についても町の町債や基金の額、町長や職員の給料の状況などが掲載されており各事業の掲載方法は、予算費目や担当部署ごとに掲載するのではなく、総合計画に基づいた事業の分野別に分類され、地方財政健全化法に対応した健全化判断比率の状況についても掲載されています。

このようなことから、「ニセコ町まちづくり基本条例」は、町民をまちづくりの主体として明確に位置付け、住民参画を基本理念として、これを具体化するための種々の手続き等を定めているところを最大の特色としています。ニセコ町では、これまでの住民参加の実績があつてこの条例を制定することができたのとことです。が、条例の制定によつて住民参加の気運がさらに盛り上がり、住民協働のまちづくりが進められているのです。

また、この条例は、町がこれまで実施してきた町民との対話や情報公